

熊本県家畜伝染病防疫対策要領

第1 総則

1 目的

この要領は、熊本県家畜伝染病防疫対策要綱（平成16年2月5日策定）（以下「要綱」という。）並びに特定家畜伝染病防疫指針の規定に基づき、本県における悪性家畜伝染病の発生予防、発生時におけるまん延防止及び早期清浄化を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 責務

（1）危機への対応方針

悪性家畜伝染病は、その感染力の強さ、高致死性を示す病性等から畜産業に及ぼす影響は甚大であり、また県民の食に対する不安にもつながることから、本病に関わる防疫上の重要性を十分認識し、全ての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の強化を図ると共に、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策が講じられるよう努めることとする。

（2）各機関の役割

要綱第4に定める県の関係機関（以下「県」という。）は、互いの連携を図りながら、円滑な防疫対策が図られるよう、それぞれの役割を果たすものとする。

また、家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき、県は市町村と連携を図りながら、一体的な発生の予防及びまん延の防止のための措置を講じていくものとする。

ア 家畜防疫

家畜防疫は、農林水産部生産局畜産課及び家畜保健衛生所が中心になって行う。

イ 家畜防疫の後方支援

発生地の広域本部地域振興局（県央広域本部熊本農政事務所）は、家畜保健衛生所が行う家畜防疫の後方支援を行う。

関係市町村は、家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づき家畜伝染病の発生予防及びまん延の防止に努め、発生市町村はもとより周辺市町村（以下「発生市町村等」という。）に発生した場合においても、主に家畜保健衛生所が中心になって行う防疫措置の後方支援を広域本部地域振興局（県央広域本部熊本農政事務所）と連携しながら行う。

また、発生市町村等は、家畜保健衛生所及び広域本部地域振興局（県央広域本部熊本農政事務所）と協力して住民説明会、住民相談窓口の設置等の広報活動を行い、地域住民の不安の解消に努める。

第2 平常時における備え

1 危機管理体制の整備

県及び市町村は、平常時から悪性家畜伝染病の発生に備えるため、危機管理体制を構築しておくものとし、担当窓口の設置、関係各課の役割分担、連絡体制の整備等の各種予防対策を講じておくものとする。

2 悪性家畜伝染病に対する知識の習得

県及び市町村は、担当者の対応指針を明確にしておくものとし、悪性家畜伝染病の専門知識の習得に努めるものとする。

3 防疫マップ及び資機材等の確保

県及び市町村は、あらかじめ家畜飼養農家台帳の整備、消毒ポイント設置予定箇所のマッピング等の事前準備を行っておくものとする。

また、発生した場合に備え、必要な資材や機材を把握し、各部局毎に備蓄あるいは確保先を明確にしておくものとする。

4 防疫演習等の実施

県及び市町村は、悪性家畜伝染病発生を想定した防疫演習を行うなど、必要に応じて運用訓練を行うものとする。

5 発生時の備え

県は発生に備え、情報連絡窓口の設置及び担当者、並びに動員体制について調整するとともに、関係機関相互に情報の共有化を図り、毎年度見直すものとする。

第3 発生時におけるまん延防止措置

1 家畜伝染病防疫組織体制

家畜伝染病防疫組織体制は要綱第4により組織する。特に発生地域及びその周辺地域においては、広域本部地域振興局内関係課（県央広域本部熊本農政事務所）、市町村及び関係農業団体が連携して家畜保健衛生所の防疫活動を支援する。

2 情報伝達体制

発生時における情報連絡体制は、別に定める悪性家畜伝染病毎の防疫対策マニュアル（以下「マニュアル」という。）のとおりとし、伝達の一元化を図る。

3 まん延防止対策

（1）防疫措置の手順

発生の通報から、防疫業務終了までの主な防疫措置の手順はマニュアルのとおりとする。

（2）異常家畜等の通報から病性決定までの対応

異常家畜の通報を受けた家畜保健衛生所は農場立入検査を実施し、病性鑑定を行うとともに、確定検査実施機関へ検査材料を送付する等、精密検査を行う。

悪性家畜伝染病が疑われる場合には、畜産課は農林水産省動物衛生課へ通報、

該当広域本部地域振興局（県央広域本部熊本農政事務所）、市町村へ連絡するとともに、防疫準備を開始する。

（３）病性確定後の措置

病性の確認後は、直ちに要綱第４による防疫体制を組織する。

特に発生地域等においては、殺処分や消毒作業等の防疫措置が迅速かつ円滑に実施できるように、農林水産政策課、畜産課が中心となり、本庁各課、広域本部地域振興局（県央広域本部熊本農政事務所）、市町村及び関係団体等の協力を得ながら、防疫措置作業要員や資機材を確保する。

発生農場においては、家畜を隔離し、人や物の移動を禁止して病原体の拡散を防ぐとともに、直ちに殺処分、焼却・埋却、消毒等防疫措置の業務を開始する。

（４）防疫措置終了後の措置

発生農場の防疫措置完了後、周辺農場の清浄性確認検査を実施し、定められた期間経過後、継続発生がなければ移動制限を解除し、全ての防疫措置を終了する。

第４ 広報活動

- １ 平常時は、畜産農家、鶏卵卸・販売業者及び食肉処理・販売業者等（以下「畜産農家等」という。）の関係者や県民に対して、正確な情報を伝達するために積極的な情報公開を行う。
- ２ 発生時においては、円滑な防疫活動を推進するため以下の広報活動を行う。
 - （１）原則、報道機関への情報提供は、定期的な記者会見やプレスリリース等により防疫総括班から一元的に行うものとする。
 - （２）防疫総括班の情報担当は、円滑な防疫活動を推進するために必要な事項についてマスコミ、インターネット等を活用して、県民への広報を行う。
 - （３）発生地周辺の住民に対しては、県及び市町村が連携して確実な情報伝達を行う。
 - （４）畜産農家等の関係者に対しても、一元的に確実な情報伝達を行う。
- ３ 風評被害やパニックの発生防止のため、県民等からの相談窓口を県庁及び広域本部地域振興局（県央広域本部熊本農政事務所）に設置する。

第５ 事後対策

- １ 県内での発生が終息した後、直ちに家畜伝染病現地防疫対策本部（以下「本部」という。）を中心に発生原因の調査を行い、再発の防止策とともに、本部長へ報告する。
- ２ 防疫総括班においては、悪性家畜伝染病の疑い発生直後からの対応記録をとりまとめ、本部長へ報告する。
- ３ 本部においては、これらの記録をもとに対応への評価を行うとともに、要綱、要

領、マニュアルの修正を指示できるものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月3日から施行する。